

報道関係各位

令和7年12月19日

「SAVOR JAPAN（セイバージャパン）」として新たに3地域を認定

～令和7年12月23日に認定証授与式を開催～

○食と食文化の魅力を伝えることでインバウンド誘致を図る優れた地域を新たに3地域認定。

農林水産省は、インバウンド需要を農山漁村に呼び込むことを目的に創設した「SAVOR JAPAN」について、今年度は新たに3地域を認定しました。

また、令和7年12月23日（火曜日）に農林水産省において、認定証授与式を開催します。

認定証授与式は報道関係者のみに公開（フルオープン）でカメラ撮影が可能です。



◆認定ロゴマーク◆

日本の農産漁村の豊かな自然をテーマに、それぞれの土地に生まれた食文化や、美しい日本の神髄を体感していただきたいという願いを込めています。モチーフは「山」「海」「田」「畑」「川」、そして「箸」です。

1. 概要

農林水産省は、食と食文化の魅力を伝えることでインバウンド誘致を図る優

れた地域を「SAVOR JAPAN」として認定しています。また、地域の食の魅力を「SAVOR JAPAN」ブランドとして、海外へ一体的かつ強力に PR することで、インバウンド需要を農山漁村に呼び込むことを目指しています。

※「SAVOR JAPAN」について（SAVOR とは「味わう、楽しむ」という意味の英単語です。）

URL : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html>

2. 認定地域について

令和7年6月から7月にかけて取組計画の募集を行いました。応募のあった取組計画について、「SAVOR JAPAN」有識者会議にて委員からの助言を経たのち、国土交通大臣へ意見照会を行った上で、優れた取組として認められる以下の3地域を「SAVOR JAPAN」として認定しました。

都道府県	地域	実行組織
山梨県	笛吹市	笛吹市農泊観光ツーリズム推進協議会
兵庫県	宝塚市	株式会社エフエム宝塚
奈良県	明日香村	一般社団法人大和飛鳥ニューツーリズム

3. 認定証授与式の開催について

次のとおり、地域の代表者に対し認定証を授与します。

日 時：令和7年12月23日（火曜日）14時00分から14時30分まで

会 場：農林水産省本省7階第3特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4. 報道関係の皆様へ

- 認定証授与式は報道関係者のみに公開（フルオープン）で、カメラ撮影が可能です。
- 当日は、受付で記者証等の身分証をご提示いただきます。
- 取材に当たっては、担当者の指示に従ってください。
- 都合により予定が変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

<添付資料>

令和7年度認定地域概要及び認定地域一覧



お問合せ先

新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室

担 当：SAVOR JAPAN 担当

代 表：03-3502-8111（内線4067）

ダイヤルイン：03-6744-2012